

台風18号の被災者支援制度のお知らせ

佐伯市では、台風18号で被害に見舞われた方に対する、次のような支援制度を準備しています。

多くの被災者支援制度が「り災証明書」の被害認定の結果を基準にしています。該当すると思われる皆さん、「り災証明書」の発行申請手続きはお済みですか。

本資料の支援制度の内容をご確認いただき、利用申請の方法やご不明な点などありましたら、関係課にお問い合わせください。

必要書類となっている「り災証明書(写)」については、原本をお持ちいただければ市役所の担当窓口でコピーします。また、手続きによっては「印鑑」が必要になる場合もありますので、持参のほどよろしくお願ひします。

り災証明書、被災証明書の発行申請受付

《対象者》 「り災証明書」は一部損壊などで床上浸水した住家の被害を証明し、「被災証明書」は床下浸水などの家屋の被害や家屋以外の工作物(物置、カーポートなど)、事業所の被災について届出に応じて証明します。

《必要書類》 身分証明書、通帳のコピー(住家床上浸水以上の場合のみ)、被害状況が確認できる写真(4、5枚)

住宅再建支援金の支給申請

《対象者》 災害により、住宅が全壊、半壊又は床上浸水し被害を受けた世帯

《必要書類》 り災証明書(写)

上記について、

《受付期間》 当分の間 《お問い合わせ》 10月15日(日)までは、市役所本庁舎別館1階り災証明書発行窓口 ☎22-4226 10月16日(月)以降は、市民課窓口(電話番号同じ)

□災害援護資金の貸付

《対象者》 床上浸水で家財の 1/3 以上の損害を受けた又は全壊、半壊の被害を受けた世帯（所得制限あり）

《必要書類》 災害援護資金借入申込書、前年に他の市町村に居住していた場合は当該世帯における前年の所得証明、り災証明書、身分証明書

□佐伯市災害見舞金

《対象者》 床上浸水した店舗又は事業所（休業中及び廃業している店舗は除く）

《必要書類》 被災届（自治委員の確認が必要）、被災状況のわかる写真

上記について、

《受付期間》 12月28日（木）まで

《お問い合わせ》 社会福祉課社会福祉係
☎22-3601

□被災した家財等の処理手数料の免除

《対象者》 災害により全半壊、床上・床下浸水の被害を受けた世帯

《必要書類》 なし 《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 清掃課 施設管理係
☎22-5650 庶務係 ☎22-3984 佐伯市東浜 1 番 38 号 エコセンター番匠

□ケーブルテレビ使用料（行政エリア）

等の減免

《対象者》 全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯・事業所

《必要書類》 り災証明書（写）

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 情報推進課 ケーブルテレビ係 ☎22-3645

□住居内に流入した土砂・流木等の除去費用を市が一部又は全部負担

《対象者》 災害によって半壊、床上浸水又は大規模半壊の被害を受けた世帯

□住居内の応急修繕費用を市が一部又は全部負担

《対象者》 災害によって半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯

上記について、

《必要書類》 り災証明書（写）、申請書 《受付期間》 当分の間 《お問い合わせ》 建築住宅課施設整備係 ☎22-3551

□市県民税の減免

《対象者》 納税義務者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）がその住宅等の価額の合計額の10分の3以上である方

《必要書類》 市県民税減免申請書、り災証明書（写）、損害額がわかる書類

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 課税課市民税係 ☎22-4501

□市税等の徴収猶予等

《対象者》 災害を受けたことにより市税等の納付が困難となる方

《必要書類》 相談内容により判断

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 収納課収納係

☎22-3182

□国民健康保険税の減免

《対象者》 納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が（保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除く。）その住宅等の価額の合計額の10分の3以上である方

《必要書類》 国民健康保険税減免申請書、り災証明書（写）、損害額がわかる書類

《受付期間》 当分の間 《お問い合わせ》 課税課市民税係 ☎22-3115 又は保険年金課国民健康保険係 ☎22-3199

□国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予

《対象者》 災害によって全壊又は半壊の被害を受けた世帯（収入制限等があります。）

《必要書類》 国保一部負担金減免等申請書、収入状況申告書、医師の意見書

《受付期間》 当分の間 《お問い合わせ》 保険年金課国民健康保険係 ☎22-3199

□介護保険料の減免等及び介護サービス費等の利用者負担額の減免について

《対象者》 介護保険第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、又家財その他の財産について著しい損害を受けた場合

《必要書類》 申請書、り災証明書（写） 《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 高齢者福祉課介護保険係 ☎22-3117

□後期高齢者医療保険料の減免

《対象者》 被保険者又は世帯主の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額がその住宅等の価額の10分の3以上である方

《必要書類》 後期保険料減免等申請書、り災証明書（写）

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 課税課市民税係 ☎22-3115 又は保険年金課国民健康保険係 ☎22-3199

□後期高齢者医療の一部負担金の減免及び徴収猶予

《対象者》 住宅等の価額のおおむね50%の割合を超える損害を受けた世帯（収入制限等あり。）

《必要書類》 後期一部負担金減免等申請書、収入状況申告書、り災証明書（写）

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 保険年金課国民健康保険係 ☎22-3199

□後期高齢者医療保険料の徴収猶予

《対象者》 被保険者又は世帯主の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額がその住宅等の価額の10分の3以上である方

《必要書類》 後期保険料減免等申請書、り災証明書（写）、損害額がわかる書類

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 収納課収納係 ☎22-3182

□平成29年8月分から平成31年6月分までの国民年金保険料免除

（※平成30年7月分以降については改めて免除の申請が必要）

《対象者》 国民年金被保険者とその関係者で被害を受け、その損害が最も大きい財産にかかる損害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がおおむね2分の1以上ある方

《必要書類》 免除申請書、被災状況届

《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 保険年金課国民年金係 ☎22-3187

□保育料の減免

《対象者》 保育所等を利用している児童の保護者

《必要書類》 利用者負担額減免申請書、り災証明書（写） 《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 公立幼稚園の保育料：学校教育課学事係 ☎22-4064

その他の保育料：こども福祉課 ☎22-3972

□放課後児童クラブ会費の減免

《対象者》 放課後児童クラブを利用している児童の保護者 《必要書類》 利用者負担額減免申請書、り災証明書（写） 《受付期間》 当分の間 《お問い合わせ》 こども福祉課 ☎22-3972

□短期宿泊個人利用料の免除

《対象者》 災害により利用料を支払うことが困難な高齢者

《必要書類》 申請書、り災証明書（写） 《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 高齢者福祉課地域包括ケア係 ☎23-6800

□佐伯市介護予防・日常生活支援事業利用料

（ころばん事業・めじろん事業・元気アップ事業・いきいき支援事業・はつらつ事業・ミニサポート事業・サポート事業・元気になるまでの配食事業）

《対象者》 65歳以上の高齢者で総合事業の訪問事業、通所事業を利用しており、災害によって著しい被害を受けた方

□佐伯市地域支援事業利用料

（栄養管理指導事業・口腔管理指導事業・安否確認事業・外出支援事業・介護予防教室（おげんき広場）事業）

《対象者》 65歳以上の高齢者で総合事業の訪問事業、通所事業を利用しており、災害によって著しい被害を受けた方

上記について、

《必要書類》 申請書、り災証明書（写） 《受付期間》 当分の間

《お問い合わせ》 高齢者福祉課佐伯市地域包括支援センター ☎23-1632

□上下水道料金の減免については、後日お知らせします

□施設復旧等低利融資

《対象者》 知事が指定する特定被害者等

《必要書類》 要問い合わせ

《受付期間》 要問い合わせ

《お問い合わせ》

農林課園芸振興係 ☎22-3239

農林課林務係 ☎22-4214

水産課水産振興係 ☎22-3226

□鳥獣防護柵復旧（農地）

《対象者》 国庫補助事業により、集落ぐるみでフェンス柵を設置した方

□鳥獣防護柵復旧（再造林地・5年生まで）

《対象者》 国庫補助事業により、再造林地にシカネットを設置した方

上記について、

《必要書類》 要問い合わせ 《受付期間》 要問い合わせ 《お問い合わせ》 農林課林務係 ☎22-4214

□災害復旧のための特別融資（大分県地域産業振興資金災害復旧融資）

融資利率：年0.9% 保証料率：年0.0%

《対象者》 平成29年台風18号により被災し、その復旧又は経営の安定を図ろうとする中小企業者、小規模事業者

《必要書類》 「大分県地域産業振興資金融資に係る証明書」及び、市が発行する「り災証明書」か「被災証明書」 《受付期間》 9月21日～平成30年2月28日

《お問い合わせ》 商工振興課商工係 ☎22-3943

□行政財産の目的外使用料の減免

《対象者》 許可を受けて行政財産の目的外使用する方

□公有財産の貸付料の無償又は減額

《対象者》 財産の貸付を受けた方で、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき

上記について、

《必要書類》 り災証明書（写）、被災証明書 《お問い合わせ》 各財産所管課

□固定資産税の減免

《対象者》

- ・家屋あるいは償却資産が、その価格の10分の2以上の価値を減じた場合
- ・土地が利用不能等となった面積が10分の2以上である場合

《必要書類》 固定資産税減免申請書、り災証明書（写）、被災状況のわかる写真等

《受付期間》 12月25日（月）まで〔第3期納期限〕

《お問い合わせ》 課税課固定資産税係 ☎22-3174（家屋・償却資産）、22-4503（土地）